

## 第1章 マニュアルの目的等

### 1 マニュアルの目的

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の強烈な地震動や平成23年3月11日に発生した東日本大震災の巨大な津波では、都市において多くの人的被害のほか、建築物の倒壊、火災の発生と延焼拡大、道路・鉄道・ライフラインの被害等、都市機能に甚大な被害が生じたところであり、ハード・ソフト両面における防災まちづくり対策の重要性が再認識されたところである。

一方、4つのプレートが交差する日本列島においては、このような地震災害は、いつ、どこでも発生し得るものである。

現実には、広島県においても平成13年芸予地震が発生しており、今後県内に大規模な災害をもたらす得る地震災害として、南海トラフ巨大地震、安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震、長者ヶ原断層－芳井断層の地震等が想定されている。（「広島県地震被害想定調査報告書」（平成25年10月））

不幸にして、地震災害により人口が集中する都市に甚大な被害を生じた場合には、地域の活力を損なわないため、住民の生活再建や経済・産業活動の再開に向けて、被災直後から所要の手段を的確に講じ、迅速な復興を図る必要がある。

復興における都市計画の役割は、不良な街区の形成を防止し、市街地の緊急かつ健全な復興を図るために必要な公共施設の計画や市街地開発事業等の都市計画決定を、短期間に平時と異なるプロセスで決定していくことであり、通常の都市計画決定とは異なる対応を求められることとなる。

今回策定する「広島県災害復興都市計画マニュアル」は、地震災害等により都市基盤が未整備の市街地が被災し、復興に都市計画の導入が必要とされる場合に、都市計画行政に携わる者が講じるべき都市計画に必要の対応について、手引きとして示すものである。

### 2 マニュアルの位置付け

本マニュアルは、「広島県地域防災計画」の平成25年5月の改定で新たに位置づけられた、「災害復興計画（防災まちづくり）」における、地震災害からの復興を計画的かつ迅速に行うための事前の取り組みとして策定するものであり、復興分野の中でも、特に都市の復興（＝都市計画区域内における市街地の復興）について、都市計画担当部局が行うべき対応を記載し、当該対策に係る実務上のマニュアルとするものである。

また、本マニュアルに記載する対策については、都市計画決定を含め、多くは基礎自治体で実施されるものである。したがって、対象とする被災地域の想定等、地域の実情に応じた対応等については、必要に応じて基礎自治体において検討するものとし、ここでは全般的事項について、記載するものとする。

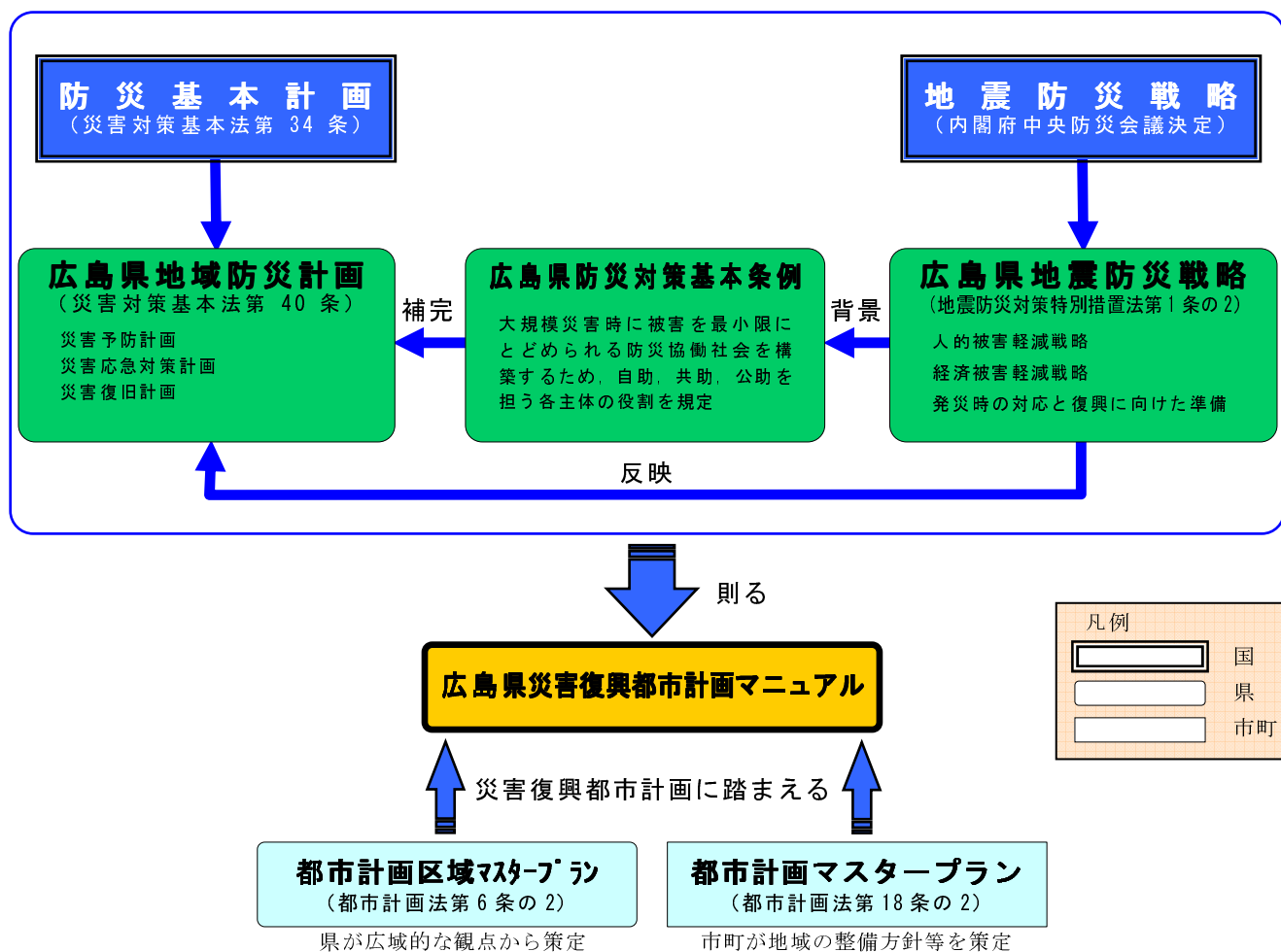


図1-1 災害復興都市計画マニュアルの位置付け

### 3 マニュアルの活用方法

本マニュアルでは、災害発生から概ね6か月以内に復興都市づくりに向けて必要な都市計画上の対策を完了することを目標に、その取組みについて、プロセスごとの実施目標時期、行動内容やその手順を示している。

なお、運用に当たっては、マニュアルの細部にとらわれず、実際の災害の様相について、手続きに要する期間、個々の状況を正確に把握した上で、迅速かつ柔軟に行動することが必要である。

### 4 今後の取組み

本マニュアルについては、研修会等様々な機会を通じて、職員等にマニュアルの周知と情報の共有を図る。

また、使いやすいマニュアルにするため、必要に応じて見直しを行うものとする。